

## 第二次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況の概要について

### (1) ライフステージや場の特性に応じた取組

#### ①学校等－幼稚園、保育所、認定こども園

##### ○金融広報アドバイザーの講師派遣

県金融広報委員会の金融広報アドバイザーを派遣する。

令和2年度は申込みなし。

令和3年度は、1件申込みがあったが、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し中止した。一時受付を見合わせていたが、10月から再開。

##### ○県独自教材の確保・提供

令和元年度に幼児期向け消費者教育教材「たいせつなくれよん」（紙芝居）を提供した県内の幼稚園・保育所等へ一層の教材活用を進める。

令和2年度は、紙芝居の活用状況調査を実施し、約8割の施設で活用された。

令和3年度は、調査結果を踏まえ、県内幼稚園・保育所等へ教材の活用方法等を情報提供し、教材の有用性の周知を図った。

#### ①学校等－小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校

##### ○学校における消費者教育の担い手育成事業

教員による消費者教育授業の実践を支援するため、教育委員会の協力を得て、外部講師を学校に派遣。デモ授業を実施する。

令和2年度は、23校65クラスで実施。

内、SDGs（エシカル消費）関連2校

令和3年度は、33校92クラスで実施予定（9月末現在）。

内、SDGs（エシカル消費）関連5校

内、県金融広報委員会の金融広報アドバイザーを派遣。

令和2年度は、17校 39クラスで実施。

令和3年度は、6校 8クラスで実施（9月末現在）。

○金融・金銭教育研究校の委嘱

研究校に対して、金融広報アドバイザーの講師派遣、授業で用いる教材・資料等の提供、授業の実践事例等の紹介を行うほか、研究・実践に必要な費用の一部を助成する。

令和2年度は、1校に委嘱。(令和4年3月まで)  
令和3年度は、1校へ委嘱。(令和5年3月まで)

○県独自教材の活用(令和2年度新規)

令和4年4月に施行される成年年齢引き下げにより懸念される若者への消費者被害について未然防止を図るため、起こりやすい消費者トラブル事例やアドバイスを紹介する啓発パンフレット「気を付けて!悪質業者は君を狙っている!」を作成し、県内高等学校へ提供し活用する。

県内全高校及び支援学校73校の3年生を対象として8,763部提供。約8割の学校で、主にホームルーム等で生徒への配布や、冊子の内容について説明し、活用された。

○消費者教育教材「社会への扉」活用

国が「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」によって活用を進める、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を、県内高校で活用する。

令和2年度は、県内73校へ10,522冊(一年生分)提供。約9割の学校で、公民科や家庭科の授業で活用された。  
令和3年度においても、10,897部提供済み。

○高等学校学習指導要領の改訂に伴う取組

消費者教育の内容の充実が図られている新学習指導要領へ円滑な移行を行う。

令和2年度は、移行措置として家庭科の授業にて「契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定」を指導した。また、新学習指導要領の趣旨等について教務部長会等で説明を行った。  
令和3年度は、引き続き家庭科の授業にて指導し、新学習指導要領に基づく消費者教育の取り扱いについて、各教育課程研究協議会等で説明を行う予定。

①学校等—大学、専門学校等

○消費者啓発講座の実施

県消費生活センターの消費生活相談員を大学等へ派遣する。

令和2年度は、4校へ講師派遣。  
令和3年度は、4校へ講師派遣予定（9月末現在）。

教員等になる学生を対象とした消費者教育の実践支援をする。

上記派遣校のうち、  
令和2年度は、1校で実施。  
令和3年度は、1校で実施予定（9月末現在）。  
また、消費生活青年リーダーの養成講座を実施。  
・・・・・・ 42名参加 リーダー登録者数累計 7名

○県独自教材の確保・提供（再掲）

啓発パンフレット「気を付けて！悪質業者は君を狙っている！」を作成し、県内大学校へ提供し活用する。

県内8大学の入学生を対象として2, 175部提供。  
8割の大学で入学時のガイダンス等で配布し周知が図られた。

②地域社会—地域

○消費者啓発講座の実施

県消費生活センターにおいて、地域に出向いて消費生活相談員による消費者啓発講座を実施する。

令和2年度は、1回実施。  
令和3年度は、2回実施予定（9月末現在）。  
内、SDGs（エシカル消費）関連1回

○生活教養講座の実施

県消費生活センターにおいて、生活情報や災害に備える知識など、幅広く学べる生活教養講座を開催する。

令和2年度は、8回実施。  
令和3年度は、8回実施予定。

○金融広報アドバイザー講師派遣

令和2年度は、3回講師派遣。  
令和3年度は、1回講師派遣（9月末現在）。

○県独自教材の活用

県が幼児期向け消費者教育教材として作成した紙芝居「たいせつなくれよん」や小学生向け教育教材「消費生活マークマスター」を図書館等に提供し、館内イベントや図書館を利用する「読み聞かせ等の団体」に対して活用を進める。

令和2年度は、和歌山市民図書館で活用を進め、26件の紙芝居の貸し出し（9月末時点）。  
令和3年度からは、海南 nobinos、海南市下津図書館において活用を進めている。  
今後も、他の図書館を中心に活用を広げていく。

②地域社会—家庭

○消費生活サポーターを通じた情報提供

消費生活サポーター（279人）を通じ、消費生活に関する情報を地域住民に提供。

注意喚起情報「ホットな消費者見守りニュース」（年12回）や情報誌「くらしのとびら」（年4回）を情報提供。

○生活教養講座の実施（再掲）

令和2年度は、8回実施。  
令和3年度は、8回実施予定。

③職域

○消費者啓発講座の実施

令和2年度は、3社で実施。  
令和3年度は、1社で実施予定（9月末現在）。

○金融広報アドバイザー講師派遣

令和2年度は、1回講師派遣。  
令和3年度は、2回講師派遣（9月末現在）。

(2) 関係機関との連携・協働

①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携－教育行政分野との連携

○学校関係者を対象とした消費者教育研修の実施

教員が自ら消費者教育に関する取組を授業に取り込むために必要な知識を習得するため、学校関係者を対象とした専門研修を実施する。

令和2年度は、教員向け消費者教育セミナーを和歌山市で開催し、オンライン受講も合わせ学校関係者43名が参加。（県教育センター学びの丘の研修として位置づけ）  
令和3年度は、成年年齢引き下げに対応する消費者教育をテーマに12月開催予定。

○「消費者教育」についての講義動画の作成（令和3年度新規）

県教育センター学びの丘において、教員を対象とした「消費者教育」に関する講義動画を作成し、各学校での職場内研修を支援する。

消費者教育に精通した大学教授等を講師とした研修動画を作成し、個人又は校内で活用できるよう、学びの丘ウェブページに掲載する予定。

○共育支援メニューフェアの開催

教育委員会主催で、学校教育関係者・社会教育関係者に対し、出前授業や体験活動等を紹介するためのフェアを開催。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し中止。  
令和3年度以降は、きのくにコミュニティスクール等の既存事業へ移行する。

①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携－福祉行政分野との連携

○県消費者被害防止ネットワークによる情報提供

注意喚起情報「見守り新鮮情報」を24構成機関・団体に14回情報提供。

①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携—その他、消費者教育関係分野

- （再掲）学校における消費者教育の担い手育成事業  
食育分野、環境教育分野と連携して講師を派遣。

②消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携

- （再掲）生活教養講座の実施  
消費者団体・専門士業団体・事業者等に講師を依頼して実施。
- 関係団体の取組（資料3のとおり）

③災害時、非常時における消費行動の情報提供と関係機関との連携

- （再掲）生活教養講座の実施  
県消費生活センターにおいて、話題の生活情報や災害に備える知識などを幅広く学べる生活教養講座を開催する。

（3）消費者教育の担い手の育成

- 消費者教育の担い手育成  
地域において、消費者教育ができる人材を掘り起し、講師として活躍できるための養成講座を開催。

令和2年度は、養成講座の実施なし。  
令和3年度は、1団体に養成講座を実施予定。（デジタル化に対応する消費者教育）

- 教員に対する専門研修事業  
県教育センター学びの丘において、研修を実施。

令和2年度実施研修  
「初任者のための教育の情報化に係る研修」  
「食に関する指導と栄養管理に係る研修」  
「食中毒の予防に係る研修」  
令和3年度も同様の研修を実施予定。

- 動画研修パッケージコンテンツ作成（再掲）

（4）市町村の取組支援

- 地方消費者行政強化交付金を活用した市町村が実施する消費者教育等の取組に関する財政支援

県内29市町村に交付決定。

○市町村消費生活相談員の研修や消費者行政担当者に対する研修

市町村相談員○J T研修を開催。

消費者行政担当者 基礎研修、実務研修、専門研修を開催。